

平成29年 第8回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月15日 開議

美 瑛 町 議 会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 29 年第 8 回美瑛町議会定例会

平成 29 年 12 月 15 日 午前 9 時 30 分開議

- |      |            |  |
|------|------------|--|
| 第 1  |            | 会議録署名議員の指名について                         |
| 第 2  | 議案第 1 号    | 美瑛町農業担い手研修センター条例の制定について                |
| 第 3  | 議案第 2 号    | 美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定について             |
| 第 4  | 議案第 5 号    | 美瑛町特別会計条例の一部改正について                     |
| 第 5  | 議案第 3 号    | 美瑛町白金観光拠点施設条例の制定について                   |
| 第 6  | 議案第 4 号    | 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について             |
| 第 7  | 議案第 6 号    | 美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について      |
| 第 8  | 議案第 7 号    | 美瑛町営住宅条例の一部改正について                      |
| 第 9  | 議案第 8 号    | 専決処分について                               |
| 第 10 | 議案第 9 号    | 平成 29 年度美瑛町一般会計補正予算について                |
| 第 11 | 議案第 10 号   | 平成 29 年度美瑛町立病院事業会計補正予算について             |
| 第 12 | 議案第 11 号   | 固定資産評価審査委員会委員の選任について                   |
| 第 13 | 議案第 12 号   | 町道路線の廃止について                            |
| 第 14 | 議案第 13 号   | 町道路線の認定について                            |
| 第 15 | 報告第 1 号    | 専決処分について                               |
| 第 16 | 意見書案第 10 号 | 障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書について |
| 第 17 | 意見書案第 11 号 | 平成 29 年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書について    |
| 第 18 |            | 所管事務調査の申し出について                         |

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
副町	長	石井	典夫君
会計管理者		三井	浩君
税務課	長	鈴木	貴久君
総務課	長	今瀧	毅君
政策調整課	長	富田	敏博君
収納対策室	長	三田村	尚樹君
住民生活課	長	小杉	昌敏君
保健福祉課	長	森	法子君
保健センター	所長	田中	繁美君
保育センター	所長	今野	聖貴君
経済文化振興課	長	栗原	行可君
文化スポーツ推進室	長	保田	仁君
農林課	長	芝生	公之君
建設水道課	長	中島	二郎君
水道整備室	長	平間	克哉君
町立病院事務局	長	山上	修司君
総務課	長補佐	竹本	匡志君
総務課	財政係長		
教育	長	千葉	茂美君
管理課	長	吉川	智巳君
図書館	長	野崎	千恵君
農業委員会	会長	川崎	章道君
農業委員会	事務局長	川合	実智代君
代表監査委員		大西	宣充君
監査事務	長	山下	浩史君

○書記

事務局長 新村 猛 君  
係 長 佐藤 誉 修 君

---

開議挨拶

---

○議長（濱田洋一議員） 皆さん、おはようございます。定例会2日目、最終日であります。全員の出席を昨日に続いていただきました。ありがとうございます。本日は、17案件についての審議となっております。慎重審議をお願い申し上げて、ごあいさつに代えたいと思います。よろしく願いいたします。

---

開議宣告

---

○議長（濱田洋一議員） 本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は14人であります。本日の議事日程は印刷物で配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって5番佐藤晴観議員と8番大坪正明議員を指名します。

---

日程第2 議案第1号 美瑛町農業担い手研修センター条例の制定について

日程第3 議案第2号 美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定について

日程第4 議案第5号 美瑛町特別会計条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町農業担い手研修センター条例の制定についての件、日程第3、議案第2号、美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定についての件及び日程第4、議案第5号、美瑛町特別会計条例の一部改正についての件を、一括議題とします。議案第1号、議案第2号及び議案第5号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、保田農林課長。

（農林課長 保田 仁君 登壇）

○農林課長（保田 仁君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、1頁から5頁になります。条例の制定要旨は、別冊資料の1頁から3頁までになります。この条例の制定は、本町の基幹産業である農業の担い手

を確保、育成するため、本町で就農を目指す担い手の居住、宿泊及び研修の拠点として設置する美瑛町農業担い手研修センターの管理運営について、新たに美瑛町農業担い手研修センター条例を制定するものです。最初に議案を朗読させていただき、そのあと資料に基づき、条例の目的、内容などの説明をさせていただきます。それでは議案の朗読をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、第1条の目的から4頁の附則の前までの朗読を省略させていただきます。

それでは、資料の条例制定の要旨によりご説明をさせていただきますので、別冊資料の1頁をお開き願います。資料の1頁になります。1の制定の要旨につきましては、冒頭に説明をしたとおりでありますので、省略をさせていただきます。

2の施設の概要についてですが、平成28年3月をもって休校となりました旧美進小学校の校舎及び体育館を活用し、町内で新規就農を目指す農業研修生の居住宿泊研修施設を整備するとともに、隣接する農地に、より実践的な実習ができるハウストマト等の圃場を設置した農業担い手を育成する総合施設を整備するものであります。施設概要としましては、建物に居住宿泊室11室、多目的室1室及び体育館1棟、それから約2町歩の広さの農地にはビニールハウス8棟、農具庫1棟及びトラクター等の農機具を備えた施設となっております。

次に、3の施設の管理・運営につきましては、指定管理者制度を活用する予定となっております。

次に、4の制定概要ですが、本条例は、第1条の目的から施行規程までの全19条から構成されております。順を追ってご説明をさせていただきます。第1条では施設設置及び本条例の制定目的、第2条では施設の名称及び位置、第3条では用語の定義、第4条では施設、第5条では事業、第6条では休館日、第7条では使用時間、第8条では使用者の範囲及び使用期間等、第9条では使用許可、第10条では使用料、第11条では使用料の減免、第12条では使用料の返還、第13条では入居者の費用負担義務、第14条では使用許可の取消し及び明渡し請求、第15条では原状回復義務、第16条では使用許可の取消し等による損害の責任、第17条では損害の賠償、第18条では指定管理者が管理を代行する場合の業務及び収入等、第19条では規則への委任を規定しております。資料の説明は以上になります。

議案集の4頁にお戻りください。下段8行目、附則からになります。

(議案の朗読を省略する)

以上、別表の朗読は省略をさせていただきます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、6頁、7頁になります。条例の制定要旨は、別冊資料の4頁になります。この条例の制定は、美瑛町農業担い手研修センターの設置に伴い、同センターの運営において収益が見込ま

れることから、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置するため、新たに美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例を制定するものです。最初に議案を朗読させていただき、そのあと資料に基づき、条例の目的、内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、第1条の設置から7頁の附則の前までの朗読を省略させていただきます。

それでは、資料の条例制定の要旨によりご説明をさせていただきます。別冊資料の4頁をお開き願います。1の制定の要旨につきましては、冒頭に説明をしたとおりでありますので省略をさせていただきます。

次に、2の制定概要ですが、本条例は、第1条の設置から委任までの全7条から構成されております。順を追ってご説明をいたします。第1条では設置目的、第2条では基金に積み立てる額、第3条では現金の管理方法、第4条では繰替運用及び繰入運用、第5条では運用益金の処理、第6条では処分、第7条では管理の委任を規定しております。資料の説明は以上になります。

議案集の7頁にお戻り願います。下段2行目、附則からになります。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

続きまして、議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、15頁になります。条例の改正要旨は別冊資料の12頁、改正条文の新旧対照表は別冊資料の13頁になります。今回の条例の一部改正につきましては、美瑛町農業担い手研修センターの設置に伴い、特別会計により処理するため、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、美瑛町特別会計条例に美瑛町農業研修施設事業特別会計を追加するものです。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の12頁の改正要旨、13頁の新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第1号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第1号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第2号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第2号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第5号についての総括質疑を終わります。

以上で、議案第1号、議案第2号及び議案第5号の3案件についての質疑を終わります。

お諮りします。ただ今一括議題となっております日程第2、議案第1号、日程第3、議案第2号及び日程第4、議案第5号の3案件は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号、議案第2号及び議案第5号の3案件は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

---

#### 日程第5 議案第3号 美瑛町白金観光拠点施設条例の制定について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第5、議案第3号、美瑛町白金観光拠点施設条例の制定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇)

○経済文化振興課長(今野聖貴君) おはようございます。議案第3号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、8頁から12頁になります。本議案につきましては、十勝岳の活動に由来する地域資源を最大限に活用し、本町における体験型観光の振興を促進し、多様な観光情報等を発信する施設として整備した美瑛町白金観光拠点施設の管理運営等について、新たに条例を制定するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の目的や規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以下、第1条の目的から11頁の附則の前までの朗読を省略させていただきます。

それでは、資料の条例の制定要旨によりご説明させていただきますので、資料の5頁をお開きください。1の制定の要旨であります、前段説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

2の施設の概要についてであります、既存のインフォメーションセンター改修部分と、増築部分からなり、飲食施設及び展示・物品販売施設、観光案内所などを設置するものです。

3の施設の管理・運営についてですが、指定管理者制度を活用する予定です。

次に、条例制定の概要についてですが、本条例は、第1条の目的から施行規程までの全19条から構成されています。第1条では目的、第2条では名称及び位置、第3条では本施設に置く施設、第4条では施設で行う事業、第5条では開館時間、休館日、第6条では使用許可、第7条から第9条までは使用料等に関する事項、第10条から第12条までは使用許可等に関する事項、第13条では行為の制限、第14条では原状回復、第15条及び第16条では損害について、第17条では入館の制限、第18条では管理の代行等、そして第19条では規則への委任について規定しています。資料の説明は以上になります。

議案集にお戻りください。議案集の11頁になります。1番下、下段の附則からになります。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長(濱田洋一議員)** これから質疑を行います。議案第3号についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第5、議案第3号は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査としたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

はい、異議なしと認めます。したがって、議案第3号は産業経済常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

---

日程第6 議案第4号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

---

**○議長(濱田洋一議員)** 日程第6、議案第4号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○**総務課長(鈴木貴久君)** おはようございます。議案第4号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集の13頁と14頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の8頁から11頁になりますので、お開きになってご参照いただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律において、非常勤職員の育児休業取得期間の再延長について改正が行われ、人事院規則に委任して定められたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の概要、2番目になりますけれども、一定の非常勤職員、臨時職員、嘱託職員について、原則1歳までの育児休業を6カ月延長しても保育所に入れない場合などに限り、さらに6カ月、2歳まで育児休業の再延長を可能とするものでございます。実施時期については、公布の日から施行となります。それでは、議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。新旧対照表等の説明は省略させていただきます。よろしくお願いたします。

○**議長(濱田洋一議員)** これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第6号 美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第7、議案第6号、美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、保田農林課長。

（農林課長 保田 仁君 登壇）

○農林課長（保田 仁君） 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、16頁になります。条例の改正要旨は別冊資料の14頁、改正条文の新旧対照表は別冊資料の15頁になります。今回の条例の一部改正につきましては、土地改良法の改正に伴い、条ずれが生じたため、美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正するものです。それでは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

別冊資料の14頁の改正要旨、15頁の新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第7号 美瑛町営住宅条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第8、議案第7号、美瑛町営住宅条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、三田村住民生活課長。

(住民生活課長 三田村 尚樹君 登壇)

**○住民生活課長（三田村尚樹君）** おはようございます。議案第7号、美瑛町営住宅条例の一部改正の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、17頁から19頁になります。別冊資料につきましては、16頁から17頁におきまして改正要旨と改正概要、18頁から23頁におきまして新旧対照表を掲載しております。

最初に、別冊資料にて改正要旨、改正概要を説明させていただきます。改正要旨につきましては、1点目は、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が改正されたため、条例の一部を改正するものです。また、2点目は、現行条例におきまして町営住宅に暴力団員が入居を希望する場合に排除する規定がないため、あわせて関係条文を改正するものです。

改正概要につきましては、1点目の、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴うもので、町営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき決定していますが、介護保険法に規定する認知症の方、知的障害者福祉法にいう知的障害者の方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者の方に対しましては、収入申告義務を緩和いたしまして、法の規則に定める方法で収入を把握し、家賃を定めてよいというものです。2点目の、暴力団員の排除に伴う関連規定の整備につきましては、主に5つの規定を追加するものです。1つ目といたしましては、町営住宅に入居できる者から暴力団員を排除する規定の追加。2つ目といたしましては、入居者が新たに暴力団員を同居させようとする場合の同居を承認しない規定の追加。3つ目といたしましては、入居者の死亡などにより、暴力団員が入居の承継を希望しても承継を承認しない規定の追加。4つ目といたしましては、入居者の決定または同居や入居の承継を承認しようとする場合に、その者が暴力団員であるかどうか警察署長に聞くことができる規定の追加。5つ目といたしましては、警察署長から暴力団員である旨を確認した場合、入居者に住宅の明渡しなどを勧告できる規定の追加です。以上が主な改正の概要です。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、12番佐藤議員。

**○12番（佐藤剛敏議員）** はい、佐藤です。この住宅条例の改正なんですけれども、暴力団員であるかどうかについてなんですけど、これは現在入居されている方、警察署長に照会できると

ということになっておりますが、現在入居されている方全員を照会かけるのでしょうか。それと、抽選しますよね、入居するとき。そのときに、抽選に参加される方も全員調べるのかどうか、その辺どのようなことになるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長(三田村尚樹君) はい。入居者全員調べるかという1点目の話なんですけど、今現在、基本的には全員を調べるとかいう考え方はしておりません。

2点目の、入居申し込みに対しての選考委員会を行いまして、多数が残った場合は抽選ということでやらせていただいておりますが、その抽選結果に基づき、決まったときにですね、ごめんなさい、申し込みのときですか、誓約書を書いていただいております。その誓約書の中の1つの項目にですね、暴力団員でないということの1つの項目を入れさせていただいて、暴力団員ではありませんよという誓約を提出していただいていると、今現在、そういう形でやっております。現在、入居者で基本的に調べていませんけど、そのような方はいないというふうに思っているんですが、例えば暴力団員であるとあとでわかったとしてもですね、最初から、はい、あなたは不正入居しているから退去しなさいと、明け渡し請求をすとかですね、そういう考えは今、持っておりません。お話しをしてですね、暴力団員から抜けるとか、そういう話もあるでしょうし、また、何て言うんですか、3カ月以上家賃を滞納しているとかですね、周りの者に迷惑をかけているとか、暴力団員の事務所に使っているとか、そういう不正行為をしていない場合はですね、信頼関係が失われていないと。例えばそういう形で失われているようなことがあればですね、明け渡し請求とか、そういうような形で進んでいくというふうを考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、12番佐藤議員。

○12番(佐藤剛敏議員) 仮に、いた場合の対応というのは、職員だけでやるのでしょうか。それとも、第三者機関、いわゆる警察だとか弁護士だとかを入れて対応するのか。職員だけでやるのはちょっと大変かなと思うんですが、その辺の対応はどのように考えていますか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長(三田村尚樹君) その点に関しましては、職員だけではできないと思っております。また、建設省からの通達とかですね、その中でも、警察と連携してやってもいいと、やっていきなさいとかですね、そういう形にもなっておりますし、警察署の方からもそういうようなお話も来ておりますので、連携してできると、やっていこうというふうを考えております。以上です。

○議長（濱田洋一議員） いいですか。他にありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町営住宅条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第8号 専決処分について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第9、議案第8号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は20頁から26頁までになります。今回の専決処分につきましては、平成29年度美瑛町一般会計補正予算第7号について平成29年12月4日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。専決した補正の内容については、12月2日に美瑛町特別功労者、薦田藤五郎氏のご逝去に伴い弔慰金の追加補正でございます。それでは、最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の方から説明いたします。25頁をお開き願います。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額100万円の追加。慶弔費、特別功労者、薦田藤五郎氏ご逝去に伴う弔慰金の追加です。

次に、歳入について説明します。23頁をお開き願います。歳入、第18款繰越金、第1項繰越金、補正額100万円の追加。前年度繰越金を充てます。平成28年度の繰越金は、今回の専決補正で計1億412万9000円を計上し、専決補正後の繰越金の財源は5865万2000円を保留しております。

22頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略します。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。議案集の20頁から26頁まで、議案第8号の本文、平成29年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表、歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、歳出全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、専決処分について承認を求める件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は承認をすることに決定をいたしました。

---

日程第10 議案第9号 平成29年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第11 議案第10号 平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

---

**○議長（濱田洋一議員）** 日程第10、議案第9号、平成29年度美瑛町一般会計補正予算についての件及び日程第11、議案第10号、平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を、一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まずは、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

**○総務課長（鈴木貴久君）** 議案第9号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は27頁から46頁になります。今回の補正の主なものは、総務費では、職員給与費、広報発行事業、まちづくり寄附金増に伴う返礼品の追加、民生費では、低所得者に対する冬期生活支援事業、障害者福祉医療施設に係る措置費の追加、衛生費では、保健師雇用形態の精査、農林水産業費では、中山間事業交付金の減額、商工費では、交流促進施設「ラヴニール」の冷凍庫の整

備、白金ビルケの森案内サインの追加、消防費では、職員の人事異動及び繰越金精算による減額、教育費では、要保護児童援助事業を入学前に実施するための費用の追加、諸支出金では、まちづくり基金への積立、災害復旧費では、昨年、台風で被害を受けた白金水楽橋に係る工事費用の追加などがございます。最初に議案条文を朗読し、その後、補正の内容を説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の方から説明いたします。35頁をお開き願います。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額648万8000円の追加。職員給料は、特別職の減給分及び一般職員の育児休業取得者に対する、その分の給料の減。職員手当は、管理職手当、児童手当、時間外手当等の増減によるもの。臨時事務員等通勤手当は、臨時職員の通勤手当の増。職員共済費は、育児休業取得者職員による共済費の減。臨時事務員等社会保険料は、加入資格適用拡大に伴う増によるものがございます。

第2目一般管理費、補正額90万8000円の減額。一般管理事業、臨時職員の適用単価による減、まちづくり寄附件数増に伴う返礼品発送費用の増、科目振替によるもので、差し引き120万8000円の減額。交際費は、渉外活動に要する経費で30万円の追加でございます。

第3目広聴広報費、補正額77万7000円の追加。広報発行事業、広報紙記事の頁数増による印刷経費の追加でございます。

第6目情報管理費、補正額33万5000円の追加。総合行政情報システム(R e a m s . N E T)管理事業、国民年金システム改修に伴う費用でございます。

次の頁になります。第12目諸費、補正額375万8000円の追加。十勝岳ジオパーク推進事業は、十勝岳ジオパーク推進協議会への負担金150万円を減額し、火山防災講演会に係る講演謝礼と、白金インフォメーションセンターに設置のジオパーク関連映像制作委託料の追加で、差引0円の補正でございます。まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附件数増に伴う返礼品費用、公金代納システム利用料375万8000の追加です。

第2項徴税費、第1目税務総務費、補正額23万6000円の減額。上川広域滞納整理機構負担金、滞納整理機構の負担金確定による減額でございます。

次の頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額700万円の追加。冬の生活支援事業は、低所得者世帯などに商品券を支援する費用の追加でございます。

第2目高齢者福祉費、補正額106万円の追加。介護サービス利用料軽減助成事業、サービス対象者増に伴う助成金の追加でございます。

第3目障害者福祉費、補正額1億816万5000円の追加。更生医療給付事業から5番目の地域生活支援事業まで、それぞれ給付者数の増、施設利用者、サービス利用者数の増に伴う、

それぞれの事業費の追加でございます。

第7目地域支援事業費、補正額25万円の追加。包括的支援事業・任意事業、寝たきり介護用品の助成者数増による追加でございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額1321万9000円の追加。施設型給付費事業、幼稚園利用者数増などによる給付費の追加でございます。

第2目保育所費、補正額23万7000円の追加。保育センター管理運営事業、施設のボイラーの修繕費用及び保育中の軽度な事故に伴う外来診療分共済給付金の追加でございます。

次の頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目保健指導費、補正額63万9000円の減額。保健指導管理事業、嘱託保健師未採用による減額と臨時保健師賃金の追加でございます。

第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額12万円の減額。大雪清掃組合負担金、ごみ処理量実績減に伴う負担金の減額でございます。

第3目し尿処理費、補正額18万6000円の追加。浄化センター管理運営事業、し尿処理堆肥化用原材料費の追加でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額72万6000円の減額。中山間地域等直接支払制度交付事業、対象面積確定に伴う交付金の減でございます。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額0円。国営造成施設管理体制整備促進関係事業、それから多面的機能支払推進交付金事業、いずれも推進活動委託料確定に伴う事務費の調整でございます。

次の頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額2000円の追加。消費者行政推進事業、保険料改正に伴う掛金の追加でございます。

第4目交流促進施設費、補正額540万3000円の追加。交流促進施設管理運営事業は、ふれあい館「ラヴニール」の空調設備の修繕費用で81万8000円の追加。交流促進施設設備改修事業は、同じく「ラヴニール」の冷凍庫設置に係る工事費用458万5000円の追加です。

第5目ビルケの森費、補正額700万円の追加。白金ビルケの森整備事業、白金ビルケの森道の駅案内看板、サイン設置費用の追加でございます。

第6目イベント推進費、補正額31万4000円の追加。イベント推進事業、スキーマラソンで使用する圧雪車の修繕費の追加でございます。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額3万2000円の追加。土木総務管理事業、道路事業実施に伴う公安委員会事前協議に係る旅費の追加です。

第9款消防費、第1項消防費、補正額690万7000円の減額。大雪消防組合負担金、職員の人事異動に伴う人件費の調整と、平成28年度繰越金精算などによる負担金の減額ござ

います。

次の頁になります。第10款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費、補正額37万7000円の追加。要保護及び準要保護児童援助事業、来年度の入学児童に新入学学用品を小学校入学前に支給するための援助費の追加でございます。

第3項中学校費、第2目教育振興費、補正額33万2000円の追加。要保護及び準要保護生徒援助事業、同様に入学学用品を中学校入学前に支給する援助費の追加でございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額620万1000円の追加。丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業、まちづくり寄附金271件分を基金に積み立てる追加でございます。

第13款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、第2目過年発生災害復旧費、補正額500万円の追加。公共土木施設災害復旧事業、昨年被災した白金水楽橋の護岸ブロックの復旧面積確定と資材の精査による工事費用の追加でございます。

次に、歳入について説明いたします。31頁になります。歳入、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額5703万1000円の追加。障害者自立支援給付費等負担金から3番目の障害児施設措置費負担金まで、事業費増に伴う国庫負担金の追加、計5350万円。施設型給付費等負担金は、幼稚園利用者負担額に係る国庫負担金の追加です。

第3目災害復旧費負担金、補正額450万円の追加。公共土木施設災害復旧費負担金、白金水楽橋の追加工事費用の災害国庫負担金です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額350万円の追加。地方創生推進交付金、白金ビルケの森整備事業、道の駅看板設置の交付金です。

第2目民生費補助金、補正額30万円の追加。地域生活支援事業費補助金、日常生活用具支援事業の国庫補助金です。

第3項国庫委託金、第2目民生費委託金、補正額33万5000円の追加。基礎年金等事務費交付金、国民年金システム改修に係る国庫委託金でございます。

第14款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額3058万9000円の追加。1の障害者自立支援給付費等負担金から3の障害児施設措置費負担金は、国庫負担金と同様、道負担金の追加で2675万円。施設型給付費等負担金は、同様に幼稚園に係る道負担金でございます。

第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額15万円の追加。地域生活支援事業費補助金、日常生活用具支援事業の道補助金でございます。

第4目農林水産業費補助金、補正額54万5000円の減額。中山間地域等直接支払制度交付金、中山間事業対象面積確定減に伴う交付金の減でございます。

第5目商工費補助金、補正額2000円の追加。北海道消費者行政推進事業補助金、臨時職

員の共済費追加に伴う道補助金でございます。

第16款寄附金、第1項寄附金、補正額620万1000円の追加。まちづくり寄附金271件分の追加です。まちづくり寄附金につきましては、11月28日現在、申込件数2238件で、累計額は4021万456円となっております。

次の頁になります。第17款繰入金、第1項繰入金、補正額100万円の追加。福祉基金繰入金、介護サービス利用料軽減の助成事業に係る繰入金の充当でございます。

第18款繰越金、第1項繰越金、補正額4361万6000円の追加。前年度繰越金でございます。平成28年度の繰越金は、1億6278万1000円のうち、今回の補正による繰越金計上額は1億4774万5000円となり、財源保留額は1503万6000円を保留してございます。

第19款諸収入、第5項雑入、補正額2万1000円の追加。日本スポーツ振興センター補償金、保育中の軽度な事故の共済金でございます。

第20款町債、第1項町債、第2目民生債、補正額660万円の追加。社会福祉債、過疎対策（ソフト分）冬の生活支援事業債、低所得世帯に支援するための起債でございます。

第5目商工債、補正額330万円の追加。過疎対策白金ビルケの森整備事業債、道の駅看板設置に係る起債でございます。

次に、30頁に戻っていただきまして、第2表繰越明許費補正になります。繰越明許費補正は、11月27日開催の第7回臨時会で議決をいただきました白金インフォメーションセンター改修事業のうち、施設の外構工事と厨房機器等の備品購入について、平成29年度に繰り越して実施するものでございます。第2表繰越明許費補正、追加、第7款商工費、第1項商工費、事業名、白金インフォメーションセンター改修事業、金額2000万円、合計2000万円です。

次に、第3表の説明をいたします。町債の総額に過疎対策事業債の追加分として、2事業、計990万円を追加し、町債の総額を13億7640万円とするものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業は省略いたします。第3表地方債補正、変更。起債の目的、過疎対策事業。変更前限度額10億6170万円、変更後限度額10億7160万円。合計、変更前限度額13億6650万円、変更後限度額13億7640万円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

28頁と29頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略させていただきます。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、平間町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 平間 克哉君 登壇)

○**町立病院事務局長（平間克哉君）** おはようございます。議案第10号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、47頁から48頁になります。今回の補正につきましては、収益的支出で医業費用の中の材料費の増額補正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、収益的支出についてご説明をさせていただきます。議案集48頁をご覧ください。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第2目材料費、70万円の増。この増額補正につきましては、療養病床の患者を主に、流動食等の対応が必要な患者が増加したことから、患者に食事を提供するための給食材料費の不足分の増額補正をお願いするものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**議長（濱田洋一議員）** これで、2案件についての提案理由の説明を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時30分）

再開宣告（午前10時45分）

○**議長（濱田洋一議員）** 休憩前に続いて会議を再開します。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第9号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号について総括質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を行います。議案集35頁から38頁まで。はじめに、平成29年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集の39頁から42頁まで、第3款民生費及び第4款衛生費について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

2番中村議員。

**○委員(中村俱和議員)** はい、2番中村です。3款1項3目、40頁の障害者福祉費ですね、その中の扶助費について伺います。その中の(4)障害児施設措置費、1900万円余りが計上されておりますが、この中で扶助費ですか、1900万円、この内容をもう少し詳しくお聞かせください。そして、対象者がどの程度の数なのかも含めてご説明願います。

(「はい」の声)

**○議長(濱田洋一議員)** はい、小杉保健福祉課長。

**○保健福祉課長(小杉昌敏君)** 障害者福祉費の障害児施設措置費の増額の理由等の関係でございますけれども、内容につきましては、放課後等デイサービス、小学校に入られているお子さままで障がいをお持ちのお子さまがデイサービスを受ける、その利用が増えているというところと、障害児相談支援の増ということで、障がい児の相談支援、相談支援をした上でサービス決定という流れになっておりますので、そちらの方の利用者の増という状況になってございます。増の要因につきましては、今年度の見込みでございますけれども、放課後等デイサービスにつきましては、大体、延べ678名ほどの利用という形で予定しております、これにつきましては前年度対比で、前年度決算と比べまして大体200名ほど利用が増えているという部分でございます。これにつきましては、今年の4月に放課後等デイサービスの事業所が美瑛町内に1つ増えたこと、あるいは町外の施設の利用者が伸びたこと等によるものでございます。あと、障害児相談支援の部分につきましては、延べで428名ということで、これにつきましては前年度の決算部分から比較して、大体145名ほど増えているというのが実情でございます、それらの利用の伸びに伴う増額補正という内容でございます。

(「はい」の声)

**○議長(濱田洋一議員)** 2番中村議員。

**○委員(中村俱和議員)** はい、2番中村です。そうしますと、障がい児の数なんですけどもね、延べはわかりました。大体、障がい児の数が、例えば、この指数が100としますとね、サービスを受けている方の障がい児の割合はどのぐらいになりますか。ざっと見て。

(「はい」の声)

**○議長(濱田洋一議員)** はい、小杉保健福祉課長。

**○保健福祉課長(小杉昌敏君)** 一概に障がい児の数という部分では、この放課後デイサービス等においては、例えば障がいの療育手帳ですとか、身障手帳、それらの部分が該当にならない方でも利用を受けられるという状況になってございますので、総体的な割合という部分については出してはおりませんが、実際の障がいをお持ちの方につきましては、特に放課後等デイサービスという部分につきましては、割と全国的にも利用がだんだん、事業の内容という

のが理解されてきて、事業を利用される方が増えてきているという状況になってきてございます。

○議長（濱田洋一議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。

次へ進みます。次に、議案集の41頁から44頁まで、第6款農林水産業費及び第7款商工費について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、11番桑谷議員。

○11番（桑谷 覚議員） 桑谷です。43頁の5目の、「ビルケの森」の案内看板、ちょっと聞きたいと思いますが、案内看板はどういう看板かわかりませんが、コンビニみたいな大きな看板か、設置場所が、車で行きますと見えるところで、道の駅の手前の、「ビルケの森」の手前の、1キロあたりの手前に付けるのか。設置場所と、その看板はどのような看板か、その辺ちょっと、わかれば教えていただきたいです。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） ここで予算計上しております看板につきましては、現在、「ビルケの森」入り口に、交差点に設置している大きな看板がありますが、あれの掛け替えということで予算を計上しております。今、議員言われました道道沿いの看板につきましては、道道ですので、北海道が今後対応する予定でいます。以上です。

○議長（濱田洋一議員） いいですか。はい、他にありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集の43頁から46頁まで、第8款土木費から第13款災害復旧費までについて質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、13番杉山議員。

○13番（杉山勝雄議員） 13番です。46頁の第10款教育費、要保護及び準要保護児童援助事業の、いわゆる入学準備金が入学前に支給できることになるわけですが、長年の要望で非常に画期的なことだというふうに思っておりますが、これが実現できるようになった経過とか、そういったことについて、もっと詳しく説明いただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、吉川管理課長。

○管理課長(吉川智巳君) はい。今回の要保護及び準要保護児童援助事業の関係ですが、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱というものの一部改正がありました。これについては平成29年3月31日に改正されたんですが、その中身としまして、今まで、小学校にあがる子どもについての入学前の支援、入学用品の支援をできないという形になっておりましたが、4月1日以降、それについても適用できるという形になりました。それに伴いまして、美瑛町就学費援助に係る事務取扱要領も改正を行いまして、今回、前年度支給できるように補正をお願いしているということでございます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、13番杉山議員。

○13番(杉山勝雄議員) わかりました。それで、どういった教材といたしますか、どういったものが支給対象になるのか、そして、対象と思われる、想定される対象者の人数などもわかれば説明していただければと。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、吉川管理課長。

○管理課長(吉川智巳君) 就学援助費の費目につきましては、いろいろございます。学用品費、あるいは通学用品費、あと校外活動費、あるいは今回お願いしています新入学児童生徒学用品費というのがございます。今回、早急に必要なものにつきまして新入学児童生徒学用品費について、今回、補正をお願いするというものでございます。合わせて今回、該当、これから保護者に対して出すものですから、確定はまだ、これからの想定としまして、今までの数を想定しまして、小学校につきましては8名想定しています。中学校につきましては7名を想定しております。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集の31頁から34頁まで、歳入全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集の30頁、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集の27頁から29頁まで、平成29年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を行います。議案集47頁及び48頁、平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第10号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで、議案第9号について討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第10号について討論を終わります。

これから、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、平成29年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第12、議案第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) ご苦労さまです。議案第11号の提案理由を、私の方から述べさせていただきます。まず、朗読をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

固定資産の評価審査委員会委員につきましては、先ほど述べました地方税法第423条第3項に規定されています。「固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。」、委員は「当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。」というふうになっています。任期につきましては3年であります。美瑛町の税条例第78条に基づき、3人の方々を委員の定数とさせていただきます。小杉氏、今回提案をさせていただきます、選任の提案をさせていただきます小杉氏におかれましては、現在54歳で、札幌学院大学商学部を昭和60年3月に卒業されており、石油販売業を営まされています。平成27年1月27日より固定資産評価審査委員会委員を務められ、現在1期目であります。平成30年1月より2期目ということでの提案であります。1月26日で任期満了となりますので、小杉氏の固定資産評価審査委員会委員の再任について、議会の同意をお願い申し上げます。以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略をしたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第11号の件は同意をすることに決定しました。

---

日程第13 議案第12号 町道路線の廃止について

日程第14 議案第13号 町道路線の認定について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第13、議案第12号、町道路線の廃止についての件及び日程第14、議案第13号、町道路線の認定についての件を一括議題とします。まずは、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、芝生建設水道課長。

（建設水道課長 芝生 公之君 登壇）

○建設水道課長（芝生公之君） おはようございます。議案第12号、町道路線の廃止についての提案理由についてご説明申し上げます。議案集につきましては50頁になります。箇所図は資料の24頁の「町道の認定及び廃止箇所図」をご覧ください。町道路線の廃止を提案いたします。町道白金十勝岳線は、旧道道十勝岳温泉美瑛線を起点として、十勝岳望岳台シェルターにつながる路線であります。議案第13号にて町道路線の認定について提案させていただきますので、前段で町道路線の廃止を提案するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。

○議長（濱田洋一議員） はい、続けてください、そのまま。

○建設水道課長（芝生公之君） 続けて、議案第13号のご説明を申し上げます。町道路線の認定についての提案でございます。議案集につきましては51頁になります。箇所図は、資料の24頁の「町道の認定及び廃止箇所図」をご覧ください。町道路線の認定を提案しています。町道白金十勝岳線は、議案第12号にて町道路線の廃止の提案をした路線を含め、道道十勝岳温泉美瑛線を起点として、十勝岳望岳台防災シェルターにつながる路線であります。今回、町道路線の認定をお願いする道路は、道道十勝岳温泉美瑛線の改良工事に伴い道路区域が変更になり、北海道から旧道道区域の所管替えの方向で協議があり、各関係機関との協議がまとまったことから、町道の認定をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これで、2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、議案第12号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第12号について質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第13号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

はじめに、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第12号について討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで、議案第13号について討論を終わります。

これから日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、町道路線の廃止についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号の件を採決します。議案第13号、町道路線の認定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 報告第1号 専決処分について

---

**○議長（濱田洋一議員）** 日程第15、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件については、地方自治法第117条の規定によって、1番福原輝美子議員の退場を求めます。

(1番 福原 輝美子議員 退場)

本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、芝生建設水道課長。

(建設水道課長 芝生 公之君 登壇)

**○建設水道課長（芝生公之君）** 報告第1号の専決処分についてご説明申し上げます。議案集につきましては52頁になります。町道白金美瑛線道路災害復旧工事は、平成29年第2回臨時会で請負契約の締結について議決をいただいているところです。今回の工事におきまして、工事の数量が確定したことにより2万1600円の減額となったことから、12月1日に専決いたしましたので報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

福原議員の入場を許します。

（1番 福原 輝美子議員 入場）

はい、再開します。

---

日程第16 意見書案第10号 障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第16、意見書案第10号、障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書についての件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

13番杉山勝雄議員。

（13番 杉山 勝雄議員 登壇）

○13番（杉山勝雄議員） 意見書案第10号、障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書について、朗読をもって提案をいたします。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、意見書案第10号の件を採決します。意見書案第10号、障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書についての件を、決議をすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第10号の件は決議をすることに決定をし、決議書を関係機関へ送付することにします。

---

日程第17 意見書案第11号 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書について

---

**○議長（濱田洋一議員）** 日程第17、意見書案第11号、平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書についての件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

7番野村祐司議員。

**○7番（野村祐司議員）** 意見書案第11号、平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書について、朗読、提案をいたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上、賛同賜りたくご提案を申し上げます。以上です。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、意見書案第11号の件を採決します。意見書案第11号、平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書についての件を、決議をすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第11号の件は決議をすることに決定をし、決議書を関係機関に送付することにします。

---

日程第18 所管事務調査の申し出について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第18、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長角和浩幸議員、産業経済常任委員会委員長佐藤晴観議員、議会運営委員会委員長福原輝美子議員から、所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が、別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については、各委員長からの申し出のとおり承認をしたいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認をすることに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合においては、議長において承認をしたいと思います。ご了承をお願いを申し上げます。

---

閉会宣告

---

○議長（濱田洋一議員） これをもって、本臨時会に付議された、失礼しました、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成29年第8回美瑛町議会定例会を閉会します。

---

閉会挨拶

---

○議長（濱田洋一議員） はい、臨時会と間違えて申し訳ございません。定例会の終了にあたってごあいさつを申し上げたいと思います。もう残すところ、昨日も申し上げましたが、あと2週間余りであります。来年も、今年と同じような良い穏やかな年になるようにご祈念とご期待を申し上げ、町民の皆さまにも良いお年を迎えられますようお願いを申し上げて、ごあいさつに代えたいと思います。ありがとうございました。

午前11時20分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年2月5日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 佐藤 晴観

議員 大坪 正明